

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県訓令第八号

訓令

府 中 一 般
甲類 附 屬 機 関
地 方 機 関

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条中「及び臨時職員」を削る。

第六条中「県税事務所長」の下に「福井事務所長」を加える。

- ◆訓令 告示 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
- ◆訓令 告示 健康保険法の規定による保険医の登録
- ◆訓令 告示 結核病検査等の実施
- ◆訓令 告示 昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の一部改正
- ◆訓令 告示 地方臨時種畜検査の実施
- ◆訓令 告示 射撃場の指定に関する規則を廃止する規則
- ◆公規則 告示 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◆公規則 告示 昭和三十七年度警察官（巡査）採用試験の実施
- ◆公告 映写技術者試験の合格者
- ◆公告 毒物劇物取扱者試験の合格者

3 昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種郵便物認可)

昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種郵便物認可) 00202

衛農林水工蚕業試験研究所場		
右以外の職員	附分室主科係所場設機長	主長任長長長
の職員	長長長長長長	長長長長長長
機関の長	長長長長長長	長長長長長長
所場	主管部長	主管部長
長長	長長	長長

農業中央試験研究所場		
職員	中央試験研究所場	中央試験研究所場
の職員	長長長長長長	長長長長長長
機関の長	長長長長長長	長長長長長長
所場	主管部長	主管部長
長長	長長	長長

福祉事務所		
土木出張所	保健所	福祉事務所
の職員	長長長長長長	長長長長長長
機関の長	長長長長長長	長長長長長長
所場	主管部長	主管部長
長長	長長	長長

本府		
土木出張所	保健所	本府
の職員	長長長長長長	長長長長長長
機関の長	長長長長長長	長長長長長長
所場	主管部長	本府
長長	長長	長長

本府		
所屬機関	被評定者	所屬機関
局課	主係室局課監副監主局課 長長察監察 補補員察	局課
員員	員長長佐佐補員員查長長	員員
機関の長	長長佐佐長長	長長
所場	長長	長長
長長	長長	長長

別表の評定区分表中

所屬機関

第一次評定者

第二次評定者

00205

5 昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種郵便物認可)

第三回 犬の死と病院の開設
第三章 牛の繁殖と育成
第三節 牛の繁殖と育成
第三回 犬の死と病院の開設
第三章 牛の繁殖と育成
第三節 牛の繁殖と育成

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査、肝てつ検査駆除及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査駆除を受けることを命ずる。

鳥取県知事 石 破・二 朗
一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ及びピロ
二 実施の区域及び場所 別表のとおり
実施の対象となる家畜の重類及び範囲

第三章 放射線検査の種類及び範囲

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している

雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし生後六月以内のもの及び分べん前一日分べん後十日以内のものを除く

肝てつ検査、駆除並びにダニ駆除

		内		内		内		内		内	
		のもの		のもの		のもの		のもの		のもの	
		を除く		を除く		を除く		を除く		を除く	
四	実施の期日	別表のとおり									
五	注射、検査及び駆除の方法										
	結核病検査	ツベルクリン皮内反応									
	ブルセラ病検査	ブルセラ急速凝集反応及び国際法									
	肝てつ検査	皮内注射反応及び虫卵検査法									
	肝てつ駆除	ビチノール製剤投与									
	ダニ駆除	BHC撒布									
	結核病、ブルセラ病検査日程										
	十月 三日	十月 六日	氣高郡氣高町 宝木地区	氣高郡氣高町 奥沢見	十一月 十五日	十一月 十八日	青谷町 中郷地区	青谷町 勝部地区	青谷町 楠根	十一月 十七日	十一月 二十日
	十一月 十六日	十一月 十九日	日置谷地区	奥崎	十一月 二十二日	十一月 二十五日	青谷地区	露谷			

昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種便物)
認 可

告示

昭和三十七年九月二十八日
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

右 以 外 の 職 員	分室主科係 場	所場	長長任長長長長
分室主科係 場	所場	主 管	部 長
長長任長長	長長	主 管	部 長
所場	主 管	部 長	長長

に改める。

昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号

(認)

7 昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号

第一期 次 檢 查 第二 次 檢 查

十月	十八日	午前九時	十月二十一日	午前九時	検査場所	家畜の種類
"	十九日	"	"	"	日野郡日野町 根雨家畜市場	和牛、乳牛、豚、めん
"	二十日	"	"	"	米子市勝田町 米子	羊、山羊
"	二十一日	"	"	"	倉吉市八屋 倉吉	"
"	二十二日	"	"	"	東伯郡赤崎町 畜産試験場	"
"	二十三日	午後一時	"	"	氣高郡氣高町 浜村家畜市場	"
"	二十四日	"	"	"	鳥取市吉方 鳥取	"
"	二十五日	"	"	"	八頭郡船岡町 船岡	"
"	二十六日	午前九時	"	"	"	"

公安委員会規則

射撃場の指定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県公安委員会規則第四号

射撃場の指定に関する規則を廃止する規則

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

附 則

二十三日	二十六日	"	日置地区	河原
二十四日	二十七日	"	鹿野町	小鷲河地区 小別所 鹿野町
"	十五日	"	青谷町中郷地区	氣高郡氣高町奥沢見
"	十六日	"	日置谷地区	奧崎
"	十七日	"	勝部地区	楠根
"	二十二日	"	青谷地区	露谷
"	二十三日	"	鹿野町小鷲河地区	鹿野町小別所
"	二十四日	"	鹿野町小鷲河地区	鹿野町小別所

ダ 駆除日程

実施期日	実 施 区 域	実施場所
十月 十日	氣高郡青谷町中郷地区	氣高郡青谷町龜尻
" 十一日	" 日置地区	小畑
" 十二日	" 鹿野町勝谷地区	鹿野町宮方
" 十三日	" 氣高町宝木地区	氣高町宝木

鳥取県告示第五百五十号

地方臨時種畜検査を次のように実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)

第三条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨字細田三四一ノ一」に改める。
 東部給与事務所 鳥取市東町一丁目二二〇 中部給与事務所 倉吉市仲之町七三七 西部給与事務所 米子市東町九七 「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨字細田三四一ノ一」に改める。
 「鳥取県根雨土木出張所 日野郡日野町根雨字細田三四一ノ一」に改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(廃の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十一月一日から施行する。

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

00208

(第3種郵便物)
認可

8

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

人事委員會規則

烏取縣人事委員金委員長

戶
履
年

馬鹿樂人集卷之三十三

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別卷第一

四
九

00209

9 昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種郵便物認可)

本	知事部局
次	部
長	長
農業構造改善員	監室主局課察長員長
県專企広総經副局課有門林經營營室長員長員佐佐	括理監長長室察補補計員佐佐
久建船專農企主主監保松築門協業指導診斷主者任長員任員任員長	察計員主
職員事務吏員をもつてある技術者	タイピスト主任
職級補主に及び他に屬さないい等級	を

別表第一中

鳥取県人事委員会規則第三十四号

鳥取縣人事委員會委員長 青 戸 辰 午

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

取扱いを終じて、本邦の「和洋三才」の「金三月貿易」の一部を示す。これは品目とする。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

日報 第3364号 (第3種郵便物認可)

ただし、高等學校を昭和三十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、昭和二十年四月一日までに生まれた者でも受験できます。

3 受験できない者

次の各号の一に該当する者は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者及び準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 第二次試験

2. 日時及び場所 昭和三十七年十一月十一日(日)
に鳥取市、倉吉市及び米子市において行ないます。

3. 時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。
第一次試験合格者の発表 昭和三十七年十一月二十一日(水)に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、
合格者に通知します。

- (4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第一次試験

1 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試験）

第二次試験は、第一次試験の合格者に対しても行ないます。

1 方 法

(1) 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

(2) 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかについて検査します。なお、検査には、次のような基準があります。

イ 身長 おおむね一六三センチメートル以上であること。

昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号 (第3種郵便物) 認可 10

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官（巡査）の採用試験です。
一 采用予定人員及び職務内容

二 採用予定人員 約二十五人

1 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

1 学歴 学歴は、問いませんが、高等學校卒業程度の学力を必要とします。

2 年令及び性別 昭和十五年四月二日から昭和十九年四月二日まで生まれる男の子限ります。

昭和37年9月28日 金曜日 鳥取県公報 第3364号

口 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

ハ 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上(きょう正視力が一・〇以上の者は裸眼視力が

〇・一以上)であること。

ニ その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。

(3) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

(4) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時及び場所 昭和三十七年十二月上旬に鳥取市において行ないますが、第一次試験の合格者に通知します。

3 において行ないますが、第一次試験の合格者に通知します。

4 最終合格者の発表 昭和三十七年十二月中旬に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、鳥取県公報に登載し、合格者に通知します。

5 合格から採用まで 昭和三十七年十二月中旬に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、鳥取県公報に登載し、合格者に通知します。

6 合格から採用まで 昭和三十七年十二月中旬に鳥取県庁県民室前に掲示するほか、鳥取県公報に登載し、合格者に通知します。

七 受験手続及び受付期間

1 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校(昭和三十八年四月の予定)し、一年間初任教養を受けたのち、巡査として勤務に従事します。

3 給与は、巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校すると、原則として給料月額一〇、八〇〇円を支給され、その後、毎年一回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。

4 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、駐在所又は派出所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、十円切手をはつた返信用封筒を同封してください。

5 切手のないものは、送付しません。

6 申込み方法 消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第十四条第三項の規定による映写技術者試験の合格者は、次のとおりである。

7 昭和三十七年九月二十八日

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一 小林利一	石破二朗	五 加賀田正吉	六 清水幸夫
七 伊縫政美	八 田中直己	九 三好忠夫	十 高砂芳文
十一 浜本秀雄	十二 山内嘉昭		

3 受付期間

昭和三十七年十月十五日(月)から昭和三十七年十月三十日(水)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十七年十月三十一日(水)午後五時までの着信に限ります。

八 その他

第八条第一項第三号の規定による昭和三十七年九月十二日施行の毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県知事 石破 二朗

鳥取県知事 石破 二朗

(一般)

受験番号 氏名 受験番号 氏名

一 土井 英教

六 平井 玲子

(農業用)

受験番号 氏名 受験番号 氏名

二 中山 文夫

四 谷口 育

五 小林 忠義

六 山田 文一

七 八幡 隆康

八 山田 文一

九 安田 孝雄

十 竹内 康紀

一一 一五

一二 一六

一三 一七

一四 一八

一五 一九

一六 二三

一七 二五

一八 二六

一九 二七

二〇 二八

二一 二九

二二 三〇

二三 三一

二四 三二

二五 三三

二六 三四

二七 三五

二八 三六

二九 三七

三〇 三八

三一 三九

三二 四〇

三三 四一

三四 四二

三五 四三

三四 四四

三四 四五

三四 四六

三四 四七

三四 四八

三四 四九

三四 五〇

三四 五一一

三四 五二

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定函一部月極二五〇円(配送料共)〕
鳥取県印刷所

昭和四十年九月二日第三種郵便物認可

三一 木山 俊輝 三四 河野 繁行
三五 井勢 勝利 三六 松田江美子
三七 野口 省三 三八 中本 一介
三九 森本 瞳男 三四 伊藤 德治
四〇 岩本 太郎 五〇 石橋 佑資
四一 松井 良孝 五四 倉本鴻之助
四二 岩本 太郎 五一 盛山 一男
四三 松田 昭 五二 深田 昇
四四 竹中 满 五三 中原 守
四五 金川 有憲 五四 遠藤 晏輝
四五 金川 有憲 五五 河野 繁行
五六 松田 昭 五六 中本 一介
五六 前田 香枚 五六 伊藤 德治
五六 橋谷 仁志 五六 岩本 太郎
五六 番田 昭一 五六 松井 良孝
五六 前田 香枚 五六 金川 有憲
五六 番田 昭一 五六 木山 俊輝
五六 前田 香枚 五六 木山 俊輝
五六 野田 祐亨 五六 木山 俊輝
五六 野田 祐亨 五六 木山 俊輝
五六 德本 幸男 五六 木山 俊輝
五六 井本 純一 五六 木山 俊輝
五六 井本 純一 五六 木山 俊輝
五六 西村 隆久 五六 木山 俊輝
五六 西村 隆久 五六 木山 俊輝
五六 宮島 君美 五六 木山 俊輝
五六 宮島 君美 五六 木山 俊輝
五六 田中 尚之 五六 木山 俊輝
五六 田中 尚之 五六 木山 俊輝
五六 太田 泰正 五六 木山 俊輝
五六 太田 泰正 五六 木山 俊輝
五六 奥田 実 五六 木山 俊輝
五六 奥田 実 五六 木山 俊輝
五六 羽津川省吾 五六 木山 俊輝
五六 羽津川省吾 五六 木山 俊輝
五六 辻 明玄 五六 木山 俊輝
五六 辻 明玄 五六 木山 俊輝